

八王子市中心市街地総合再生基本計画策定検討会開催要綱

制定 平成 26 年 8 月 29 日

(開催)

第 1 条 本市の中心市街地における市街地総合再生基本計画、(以下、「中心市街地総合再生基本計画」という。)を策定するため、八王子市中心市街地総合再生基本計画策定検討会(以下、「検討会」という。)を開催する。

(意見を求める事項)

第 2 条 検討会の参加者は、中心市街地総合再生計画の策定に関する事項を検討し、意見・助言をおこなう。

(参加者の構成)

第 3 条 検討会の、参加者は 7 名をもって構成する。

2 参加者は、有識者 7 名をもって構成する。

3 参加者の任期は、この要綱の施行の日から市街地総合再生計画の策定が終了する日までとする。

(座長及び副座長)

第 4 条 検討会に座長及び副座長を各 1 名置く。

2 座長は、参加者の互選により定める。

3 副座長は、座長が指名する参加者をもって充てる。

4 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故のあるときはその職務を代理する。

(検討会の運営)

第 5 条 検討会の開催及びその他の運営に関わる事項は市長が決定する。

2 検討会には必要に応じて参加者以外の者を会議に出席させることができる。

3 検討会は、原則公開するものとする。ただし、会議内容が、「八王子市情報公開条例」第 8 条各号に規定する非公開事項に該当する場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、都市計画部土地利用計画課の職員をもって構成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

中心市街地総合再生基本計画の策定が終了する日に廃止とする。